

# 毒物劇物販売業各申請(届)書の記載上の注意

## 新規登録申請

書 類	記 載 上 の 注 意
登録申請書 手数料 16,900 円 ( 現 金 )	1 該当する業態を で囲みます。 2 営業所がビル内の場合は、ビル名を記載します。 3 申請者が法人の場合は、「印」は登録された代表者印を押します。 4 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、備考欄に「毒物劇物を直接取り扱いません。」と記載し、営業所のある階数を併記してください。
添付書類	
1 店舗の平面図	1 営業所の構造設備の概要図を書き、図面上に階数を記載します。 2 「毒物劇物貯蔵設備」がどの位置にあるかを赤字で図面上に記載します。 3 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、添付する必要はありません。
2 登記簿謄本 (申請者が法人の場合)	1 6ヶ月以内に発行されたものが有効です。 2 法人の目的に、「毒劇物の販売」に関する業務の記載が必要です。
取扱責任者設置届	1 毒物劇物取扱責任者は、他の店舗と兼務できません。 2 登録番号、登録年月日欄は記入しません。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します(裏面参照)。第3号に該当する場合には、試験合格の区別(一般・農業用品目・特定品目)を併記します。
添付書類	
1 資格証明書	・薬剤師の場合(第1号) - 免許証の本証を持参します。 ・学校卒業者の場合(第2号) - 卒業証明書(高等学校の卒業者や規定の学部学科以外の大学の卒業者は単位取得証明書が必要(裏面参照)です。) ・試験合格者の場合(第3号) - 合格証の本証を持参します。
2 証 書	取扱責任者が申請者(法人の場合を含む)に雇用されている場合に必要です。
3 診 断 書	1 取扱責任者が「精神機能の障害により欠格事由に該当する者」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」でないことを証する医師の診断書が必要です。 2 診断年月日から3ヶ月以内のものが有効です。
4 宣 誓 書	取扱責任者が自署します。
印のついている書類・・・葛飾区内の他の店舗において提出済み(東京都知事に提出したものを除く。)で、内容に変更がなければ省略できます。省略する場合は、 印書類提出済の店舗の登録票の写しを添付してください。	

登録更新申請 (更新の通知はいたしませんので、有効期間終了日の1ヶ月前までに申請してください。)

登録更新申請書 手数料 7,400 円 ( 現 金 )	1 登録年月日は、有効期間の開始の年月日を記載します。 2 取扱責任者を設置していない場合は、責任者の住所・氏名欄は記入しません。 3 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、備考欄にその旨を記載します。
添付書類	
登 録 票	1 本証を添付します。 2 紛失等のため添付できないときは、その旨を「備考欄」に記載します。

## 開設者の氏名・住所・店舗名称・構造設備の変更

変 更 届 書	1 変更事項(氏名、住所等)を記載します。 構造設備の変更の場合は、「別紙のとおり」と記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日(法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日)を記載します。 3 この届書は、変更後30日以内に提出してください。
添付書類	
登記簿謄本・ 戸籍抄本・図面等	1 変更内容(変更前後)が確認できる書類(店舗名称の変更の場合は、添付書類は必要ありません)。 2 構造設備の変更の場合は、図面を添付し毒物劇物貯蔵設備を記載してください。

## 毒物劇物取扱責任者の変更

毒物劇物取扱責任者 変 更 届	1 「変更後の毒物劇物取扱責任者の資格」については、裏面参照してください。 2 この届書は、変更後30日以内に提出してください。
添付書類	
資格証明書、証書、 診断書、宣誓書	1 「取扱責任者設置届」の添付書類を参照してください。 2 毒物劇物取扱責任者は、他の店舗と兼務できません。

## 廃止

廃 止 届	1 所有する毒物劇物に関する項は必ず記載します。所有がない場合は「なし」と記載します。 2 この届書は、廃止後30日以内に提出してください。
添付書類	
登 録 票	登録票(本証)を添付します。

## 毒物劇物取扱責任者となるために必要な条件とは

毒物劇物取扱責任者の資格(毒物及び劇物取締法第8条)(厚生労働省通知:平成13年2月7日 医薬化発第5号)

以下の要件を満たす者でなければ、毒物劇物取扱責任者になることができません。

(1)資格要件:以下に掲げる事項のいずれかに該当することが必要です。

- ア 薬剤師(法第8条第1項第1号)
- イ 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者(法第8条第1項第2号) 1
- ウ 都道府県知事が行なう毒物劇物取扱者試験に合格した者(法第8条第1項第3号)
- 1・・・応用化学に関する学課を修了した者とは、以下に掲げる学校のいずれかを修了した者です。

高等学校 専修学校	高等専門学校	大 学 (短期大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校を含む。)				
		薬 学 部	理学部、理工学部、教育学部	農学部、水産学部、畜産学部	工 学 部	そ の 他 の 学 部 ・ 学 科
化学に関する科目を30単位以上修得した者(全日制、定時制を問わない。又、旧学校令に規定する実業学校を含む) 2	工業化学科等	学科は問わない	化学科 理学科 生物化学科 等	農業化学科 農芸化学科 農産化学科 園芸化学科 水産化学科 生物化学工学科 畜産化学科 食品化学科 等	応用化学科 工業化学科 化学工学科 合成化学科 合成化学工学科 応用電気化学科 化学有機工学科 燃料化学科 高分子化学科 染色化学工学科 等	化学に関する授業科目の単位数が、必須科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科。 2
単位修得証明書	卒 業 証 明 書 注)卒業証明書は、卒業証書(照合後返却する。)でも代用できます。					単位修得証明書
資 格 証 明 書 ( 提 出 書 類 )						

2・・・ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等  
工業技術基礎・・・課題研究:化学に関する科目とみなされる。この場合は応用化学に関する学課を終了したことを証する書類に、科目名「(化学)」等の字句が明字され証明してあるものに限る。 例「工業技術基礎(化学)」

(2)その他の要件:以下に掲げる事項のいずれにも該当しないことが必要です。

- ア 年齢18歳に満たない者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

## 毒物劇物貯蔵・陳列設備基準の概要(毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4)

- 1 毒劇物と、その他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- 2 毒劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- 3 毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、鍵をかける設備があること。
- 4 毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、毒物の場合は「医薬用外毒物」、劇物の場合は「医薬用外劇物」の表示があること。